

▼南丹市高齢者地域交流支援事業補助金 Q & A

Q1 必ずこの事業を実施しなくてはならないのですか。

A1 いいえ。各自治会等で実施の可否を決めてください。

Q2 補助の対象となる事業内容に決まりはあるのですか

A2 「高齢者と地域のつながりを促進する」ことにつながる事業であれば、内容は各自治会等で決めていただけます。

ただし、「記念品等の配布のみ」「地域の一部の方を対象とした事業（お寺の行事など）」などは補助対象事業として認めることはできませんのでご注意ください。

Q3 70歳以上高齢者を対象にした事業は「地域の一部の方を対象とした事業」に該当し、補助金の対象となりませんか。

A3 対象高齢者を全て含む事業であれば、年齢で区切って事業を行う場合でも補助金の対象となります。

なお、従来の「敬老事業」として高齢者が集う行事を開催され、参加できなかった方へ記念品等を配布した場合は、その費用も補助金対象となります。

Q4 新しく事業に取り組まないと補助金の対象になりませんか。

A4 A2の内容を満たしているのであれば、すでに自治会等で取り組まれている事業に補助金を充てていただいても結構です。

例えば、自治会等で実施される夏祭りや秋祭り、運動会等、地域の皆さんが広く集われる事業も対象になる可能性があります。

Q5 自分の自治会等にどのくらい補助金の対象者がいるかわかりません。

A5 毎年度の区長会開催時に、当該年度の対象高齢者数をお知らせします。

Q6 事業に参加できない方の分はどうなりますか。

A6 原則として、自治会等の区域に居住する全ての対象高齢者に参加の声かけをしていただくこととなりますが、事情により参加できない方があった場合でも、補助金上限額に変更はありません。

また、A3でも記載しましたが、従来より実施されていた敬老事業に補助金を充当される場合は、不参加の方への記念品を配布された場合の費用についても補助対象経費として取扱います。

Q7 自治会等に入っていない方へは回覧板やチラシを配布していません。その場合の呼びかけはどのようにすればいいでしょうか。

A7 公民館やバス停等へポスターを掲示したり、防災行政無線を活用した呼びかけが考えられます。

Q8 事業に必要な物品等はいつから購入することができますか。

A8 補助金交付決定日以降が補助事業の対象となります。必ず交付決定通知書が手元に届いてから発注・購入等を行ってください。

Q9 当区では、夏祭りや運動会など複数の事業を実施しています。これはすべて補助金の対象となりますか。

A9 補助対象になる可能性のある事業を複数実施していても、補助金対象とする事業は年度内に1事業のみとなります。

Q10 補助金の対象となる経費はどのようなものがありますか。

A10 案内通知等の発送に要する経費、会場設営・備品借上等に要する経費、弁当代その他飲食に要する経費、アトラクション等に要する経費等です。